

令和3年度第9回天塩町農業委員会議事録

招集年月日	令和 3年 12月24日 (金)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 3年12月24日 (金) 午前10時30分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
	閉 会	令和 3年12月24日 (金) 午前10時50分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	●
	2	伊 藤 淳 一	○
	3	奥 山 稔	○
	4	寺 本 奈穂子	○
	5	高 橋 一 博	○
	6	満 保 豊	○
	7	佐 藤 博 幸	●
	8	湯 澤 敏 孝	○
	9	山 下 雅 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	宍 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	5番 高 橋 一 博 8番 湯 澤 敏 孝	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	中 西 卓 也	
	事務局次長・総務係長	加 藤 智 子	
	総務係主査	落 合 憲 児	

令和3年度第9回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第9回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、5番 高橋一博君、8番 湯澤敏孝君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
(満保委員入室)
- 議長 それでは議事に入りたいと思っております。
- 議長 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」ご説明申し上げます。
本件は合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することとされており、許可不要の案件なのか審査することとされております。
それでは、2ページをご覧ください。

整理番号8番につきましては、貸主 氏、借主
の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。
解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。
3ページには通知書を添付しております。

整理番号9番につきましては、貸主 氏、借主
の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。
解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。
4ページには通知書を添付しております。

整理番号10番につきましては、貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。6ページには通知書を添付しております。

整理番号11番につきましては、貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。8ページには通知書を添付しております。

整理番号12番につきましては、貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。11ページには通知書を添付しております。

整理番号13番につきましては、貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。13ページには通知書を添付しております。

整理番号14番につきましては、貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年11月22日、土地の引渡しの時期は令和3年11月22日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。15ページには通知書を添付しております。

整理番号15番につきましては、貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年12月10日、土地の引渡しの時期は令和3年12月10日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。18ページには通知書を添付しております。

整理番号9番から14番は、議案第3号で使用貸借権の設定をします。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」の質疑を行ないます。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を説明申し上げます。総括表に基づき説明申し上げます。20ページをご覧ください。

整理番号3番につきましては、氏からに所有権の移転をするものです。位置につきましては、21ページ、22ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

こちらは元々、氏からに賃貸借権の設定をしておりましたが、期限が切れていたものです。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号13-1、13-2の所有権移転の案件につきまして事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項

の規定による計画書の決定について」ご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。24ページをご覧ください。

整理番号13-1について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。位置につきましては25ページ、26ページをご覧ください。

こちらは10月の第7回総会で、 さん、 さん、 さん、 さんの共同名義の周辺の畑を長瀬さんに所有権移転したのですが、 さん名義のものが一部残っていたようです。

整理番号13-2について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。位置につきましては27ページ、28ページをご覧ください。

条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました、所有権移転の質疑を行ないます。
全員 ありません。
議長 質問なしと認めます。
議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の整理番号14-1から14-7の利用権設定の案件につきましては、私が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理者に議事進行を譲ります。
(宍戸会長退席)

安川代理 事務局より内容の説明を求めます。

事務局 続きまして、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。29ページをご覧ください。

整理番号14-1について、 氏から 氏に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては30ページ、32ページをご覧ください。

整理番号14-2について、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては30ページ、31ページをご覧ください。

整理番号14-3について、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては30ページ、33ページをご覧ください。

整理番号14-4について、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては30ページ、34ページをご覧ください。

整理番号14-5について、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては35ページ、36ページをご覧ください。

整理番号14-6について、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては38ページ、39ページをご覧ください。

整理番号14-7について、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。位置につきましては35ページ、37ページをご覧ください。

条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の案件についての質疑を行いません。

全 員 ありません。

安川代理 質問なしと認めます。

安川代理 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

安川代理 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

(宍戸会長入室)

議 長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

全 員
議 長
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和3年度第9回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 3年12月24日

署名委員

(5 番) 高橋 一博 (印)

(8 番) 湯澤 敏孝 (印)